

設計変更単価の決め方争議 “単価の調整とは”

前田建設土木事業本部海外部台湾出張所 フェロー会員 ○酒井 照夫
(勁草国際股份有限公司 代表)

1. はじめに

一般の公共工事では、海外でも日本でも契約変更（設計変更）は付き物である。これは建設工事は工種が多岐にわたるといふ事他に、各工事で地質条件等様々な条件が同一ではないためである。一般の海外公共工事では、エンジニア（ジ・エンジニア）は、工事を円滑に完成させるために、業者に契約変更（設計変更）手続きを命じる権限を持つ。逆に言うと、工程司以外の人には権限が無いという事である。ここでは契約変更（設計変更）の単価の決め方について争議となった台湾での案件を取り上げ、その内容と経緯から得られた知見を紹介する。今後の海外工事成功戦略の一助になればありがたい。

2. 契約変更（設計変更）の基本

2-1 工程司の権限（一般条項¹⁾ E. 1)

工程司は工事を円滑に実施するために、契約変更（設計変更）の権限を持つ。すなわち数量の増減、取り消し、代替え、変更、品質、形状・・・の変更。加えて施工手順、方法、効率、工程の変更を含む。

2-2 契約変更における価格の変更・決定（一般条項 E. 5)

工程司が契約変更により、契約単価に対し、公平で合理的な調整を行わなければならないと認めた時、書面で価格交渉に参加するよう通知するが、交渉の進め方には以下の2つの原則がはっきり決まっている。

- ① 工程司が、類似単価が適用可能と認める場合、既に契約している単価を使用しなければならない。但し、この場合、契約数量の30%の増減がある場合、その超過した部分について、公平的合理的な調整を行うものとする。
- ② 工程司が、新規単価が適切と認めた場合、契約単価を出来るだけ合理的に引用し、価格交渉の基礎としなければならない。引用出来ない場合、双方が協議しなければならない。合意できない場合、工程司は、前述のやり方に基づいて業者に通知する。

2-3 工程司の決定に対する異議（一般条項 E. 6)

前述の交渉結果で、双方が合意できない場合或いはエンジニアの決定に異議がある場合は、第V条（争議処理）の規定に基づいて、手続きできるものとする。

2-4 80%出来高受領の権利（一般条項 E. 11)

工事が完成しても、単価交渉が合意できていない場合は、工程司の認めた価格の80%の支払いを先に請ける事が出来る。

2-5 業者の工事の実施義務（一般条項 E. 12)

価格合意に達していない場合でも、業者は、工事は遅滞なく進めなければならない。単価に合意できないことに起因して遅滞した場合、工程司は業者の義務違反と認定できる。

3. 請負金額の構成

請負金額は（総工事費 Q）＝契約数量×詳細表単価。詳細表単価には、それぞれの単価分析表（単価内訳）が付いている。

例えば、 $Q_n=10,000 \text{ 元} = 100\text{m} \times 100 \text{ 元/m}$ 。100元/mは、単価分析表にて根拠が示されている。

キーワード 海外工事, 契約変更, BQ, 単価分析表, 紛争処理, 市場単価。

連絡先 前田建設台湾出張所 台北市大同区延平北路一段22号2F-4 tel.02-2558-8590 ex.302

4. 争議処理手続き（一般条項Vに従い進める）

4-1 争議の経緯

2016/06/01 検収数量が契約数量の30%を超えている項目は契約単価を調整すべきと発文

2018/05/02 最終計算証明書を受領

(1. 数量30%超えの既設項目、2. 協議なし新規項目多々あり)

2018/05/28 以下の項目の価格調整協議を申し入れ

1. 既設項目：数量30%超えの契約項目の単価

2. 新規項目：協議なし（類似項目の引用のみ）の単価

2018/08/23 一回目の協議完了後以下の内容の手紙受領。

1. 既設項目：損失の実証により、補填可能。

2. 新規項目：不公平を実証出来れば、再協議に応じる。

2018/12/06 以下の内容手紙を発文

既設項目、新規項目ともに継続協議を望む

2019/01/21 施主から、前例がない事を理由に、協議不調を言い渡される。

4-2 争点の整理

(1) 既設項目（30%超部分）

- ・我々の主張 : 最終清算数量が原契約数量を30%以上超過しているが、施主が超過分の合理的調整をせず、原契約単価を使用していることは不公平である。契約に基づいて変更すべき。
- ・根拠 : 契約条項E.5等。判例（別施主の事例しかない）等。
- ・施主の反論 : 特に不公平ではない。この様な要求を認めた前例がない。
- ・弁護士意見 : 実際の支払価格（原価）を提示し契約単価と比較。市議会の年度別編成単価（積算基準）を参照し第三者の鑑定を経て単価が不公平であることを示せる。価格交渉をしていないので、同意していないと主張できる。

(2) 新規項目（当初契約にない）

- ・我々の主張 : 施主は独断で単価を決めている。契約通り双方の価格交渉を実施して確定すべき。原契約単価を使用していることは不公平である。契約に基づいて変更すべき。
- ・根拠 : 契約E.5等。判例（別施主の事例しかない）等。
- ・施主の反論、弁護士の意見は（1）と同様。

4-3 訴訟へ

契約一般条項V争議処理に従い、2019年3月18日調停に申し立て。その後6月8日の不成立を受けて7月29日、起訴状を提出した。

30%超えの調整単価は、我々は落札率（落札価格/公開工事総額=72%）により、落札価格/0.71=1.39倍程度であるべきと主張。新規単価については、新規工事施工時点の“市場単価”つまり市議会の年度別編成単価（公表されている）に準拠すべきであると主張した。一方施主は、最終清算まで既に数回の設計変更が成立している、業者は既に変更契約書にサインをしているので、今更の主張は認められないとの主張も加えている。単価は施工に実際に使用している単価であると主張。調整単価は専門家の鑑定に委ねている。

4. まとめ

30年間、類似訴訟が無かったという事は、業者は施主のこの契約の運用に疑問が無かったのだろうか？それにしても合理的な単価の調整とは難しいものである。いずれにしても、海外は契約に基づく交渉文化なので、“施主は神様”は早く卒業しないと甲乙対等に協議が出来ない。

参考文献：1) 台北地下鉄松山線CG590A契約書